

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第516号 平成25年3月25日

懲戒と体罰

文部科学省は、3月13日付で「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」という通知を都道府県教育委員会などに対して行いました。

今回示された通知の内容は、概ね次のようなものです。

1 学校教育法11条で容認される「懲戒」は、学校教育法施行規則に定める退学、定額、訓告の他、児童生徒に肉体的苦痛を与えない限度での注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

2 教員等が児童生徒に行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、個々の事案ごとに判断する必要があるが、身体に対する侵害を内容とするもの(殴る、蹴る等)、肉体的苦痛を与えるようなもの(正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

3 児童生徒の教員等への暴力行為に対し、一定の防衛的行為は許される。

また、通常体罰と考えられるものとして

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける
- ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした生徒らの頬を平手打ちする
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかつたため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる
- ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが許さない
- ・ 宿題を忘れた児童に対し、教室の後方で長時間正座させて授業を受けさせるなどの事例を示しています。

今回の通知は、学校教育法で禁じられている「体罰」についての考え方を取り纏めたものとしていますが、内容を見る限り特段新しい考えが示されている訳ではありません。いってみれば、当たり前のことを再確認したというところでしょうか。

さて、折角の通知ですが、今回の通知で「体罰」はなくなるでしょうか。率直に申し上げて、残念ながら今回の通知で「体罰」がなくなるとは思えません。

大阪市立桜宮高校で「体罰」を受けた男子生徒が自殺して以来、一挙に「体罰」は全国的な問題になりましたが、しかし今でも、先生から受けた「体罰」を懐かしがる人がいますし、教師や保護者の間には「体罰」の効用を口にする人もいます。

今から6年前の平成19年2月、「懲戒」と「体罰」の考え方を明確に示した通知

が発出されていますが、「体罰」を防ぐ事は出来ませんでした。「体罰」は、教職員や保護者の意識を根本から変えない限り、根絶は難しいという事を如実に示しています。

名古屋大学名誉教授の今津孝次郎氏は、「体罰はいけないと叫ぶだけでは同じ事の繰り返しだ」として、「体罰」という言葉を使わずに「懲戒」という言葉を使って議論すべきだと提案しています（2月23日付け朝日新聞）。それは、教師の裁量で行われてきた体罰が「懲戒」とされれば、オープンな議論が可能になるというもので、またそれが可能となるよう最低限許される「懲戒」のガイドラインを作るべきだとしています。

「懲戒」という言葉を使って議論すべきという提案については、正直、今更という感じがします。何故なら、平成19年の通知の中でも「懲戒」と「体罰」は全く違う事、また、「懲戒」として許される範囲が明確にされているからです。

今回、通知で示された参考事例集は、いってみれば「懲戒」のガイドラインを示しているともいえますが、その内容は、ある意味当たり前の事しか書いていません。結局、「体罰」を防ぐ為の有効で簡便な手立てはないという事であり、それぞれの学校が、全ての教職員参加の下で「体罰を許さない学校づくり」に取り組むしかないと思います。

最後に、「体罰」の問題が起こった時に常に頭を過ぎるのは、問題の教師は教え子とどのような人間関係にあったのだろうかという疑問です。師弟としての信頼関係を築けていたのだろうか、と聞きたくなります。教師の側が幾ら「懲戒」のつもりでも、師弟の信頼関係なくしては、児童生徒の方は「懲戒」とは受け止めないばかりか、教育的指導もその効果は発揮できないでしょう。

「体罰」を防止する手立ては、あるいは最も身近な所にあるのかも知れません。

（塾頭：吉田 洋一）